平成２６年（フ）第１７０号
岡山県倉敷市北畝２丁目19番11号　セジュール柏原103号
債務者　小松原　健
1　決定年月日時　平成26年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第１７５号
岡山県浅口市金光町佐方483番地３　ニューシティ古澤Ｂ203
債務者　藤井　愛子
1　決定年月日時　平成26年９月１日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第１７９号
岡山県倉敷市川西町４番24号
債務者　髙橋　　功（旧姓平松）
1　決定年月日時　平成26年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第１８１号
岡山県倉敷市宮前286番地　サンライフ倉敷Ｄ201号室
債務者　久保　善男
1　決定年月日時　平成26年９月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第１８２号
岡山県倉敷市船穂町水江118番地
債務者　藤井　喜江
1　決定年月日時　平成26年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第１０９０号
名古屋市天白区植田２丁目201番地　名古屋市寿荘
債務者　佐藤　フサ
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５１号
熊本県荒尾市桜山町２丁目20番105号
債務者　浜崎恵美子
1　決定年月日時　平成26年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２６年（フ）第１２３８号
札幌市東区北27条東17丁目２番５―203号
債務者　真貝　博子（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１２８９号
札幌市白石区南郷通８丁目南３番26―407号
債務者　太田　英俊
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４２号
山形県酒田市富士見町２丁目15番地の２　ホリコーポ５号、前住所山形県酒田市若浜町６番５号
債務者　齊藤　明久
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２６年（フ）第４９号
福島県二本松市戸沢字摺須内９番地２
債務者　藤田　牧子（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成26年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
福島地方裁判所

平成２６年（フ）第５０号
福島市南矢野目字越前20番地の36　ハイムブラン南矢野目101号
債務者　菅野　英博
1　決定年月日時　平成26年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
福島地方裁判所

平成２６年（フ）第５１号
福島県伊達市保原町字中村町40番地１
債務者　佐藤千寿子（旧姓菅野・田村）
1　決定年月日時　平成26年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
福島地方裁判所

平成２６年（フ）第１５１号
群馬県高崎市下之城町1083番地１　サンシャイン306号
債務者　大久保恵美
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第７２２号
さいたま市緑区東浦和５丁目９番地８　グランドウール東浦和205号
債務者　和田　　茂
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第７２３号
埼玉県新座市池田４丁目８番55号　こーぽ新宅Ａ号棟102号室
債務者　神田　友治
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第７２９号
さいたま市北区土呂町１丁目15番地26　宮竹ホーム303号
債務者　大城　利彦
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係